

育児・介護休業法の改正のポイント

平成22年6月30日より改正育児・介護休業法が施行されます～

⇒ 就業規則への記載が必要です

ポイントは次の5点です。

- ①→1 子育て中の短時間勤務制度（1日6時間）の義務化
- ①→2 所定外労働の免除の義務化
- ② 子の看護制度の拡充→休暇の取得可能日数が小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日となった。
- ③ 父親の育児休業の取得促進
 - 1 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月（現行は1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする。
 - 2 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進・・・配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能になった。
 - 3 労使協定による配偶者が専業主婦（夫）であることの取得不可制度の廃止
- ④ 介護休暇の新設
労働者の申し出により要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の介護休暇を取得できる。
- ⑤ 法の実効性の確保
 - 1 育児休業の取得等に伴う労使間の紛争等について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度が設けられた。**22/4/1 施行**

→ 2 過料の創設・・・法違反に対す勧告に従わない企業名の公表制度、虚偽の報告等をした企業に対する過料制度の新設 (21/9/30 日施行)

➤ 改正法の施行日適用猶予事業主

平成 22 年 6 月 30 日の時点で常時 100 人以下の労働者を雇用する事業主については、平成 24 年 6 月 30 日 (予定) までの間、以下の改正規定の適用が猶予されます。(改正前の規定が適用されます)

- 介護休暇の創設
- 育児のための所定外労働の制限
- 3 歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務医制度の義務化
- 3 歳に満たない子を養育する労働者に対する代替措置

米 [【育児休業・介護休業改正法の概要】](#)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/090701-3.pdf>